佐賀県告示第 266 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 7 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
関医院	唐津市船宮町 2302 番地 33	平成 29 年 12 月 31 日
池田歯科	武雄市武雄町大字武雄 5896 番	平成 30 年 1 月 31 日
	地2T-cube101	
副島歯科医院	小城市芦刈町三王崎 326 番地	平成 30 年 2 月 28 日
	8	